

20 不服審査

20 - 1 異議申立ての状況

(単位 件)

	本年度要処理件数				みなす 審査 請求 件数	本年度処理済件数								本年度 未決 繰越 件数
	前年度 未決 繰越 件数	本年度 申立 件数		計		み取 な す げ	取 下 げ	却 下	棄 却	全 部 取 消 し	一 部 取 消 し	変 更 の 計	そ の 計	
		処 分 に 係 る もの	不 作 為 に 係 る もの											
申告所得税	内 3 34	内 1 222	-	内 4 256	2	-	19	11	内 4 175	2	23	-	内 4 230	24
源泉所得税	3	内 1 20	-	内 1 23	-	-	9	2	内 1 6	-	-	-	内 1 17	6
法人税	内 2 20	内168 258	-	内170 278	内 60 60	-	内 2 22	13	内 72 107	-	7	-	内 74 149	内 36 69
相続税	18	内 2 61	-	内 2 79	-	-	3	4	内 1 40	-	10	-	内 2 57	22
贈与税	2	内 16 29	-	内 16 31	-	-	-	6	内 4 13	-	-	-	内 4 19	内 12 12
消費税	内 1 17	内 9 64	-	内 10 81	内 8 10	-	内 1 11	内 1 2	内 1 23	2	6	-	内 2 44	27
有価証券取引税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人特別税等	-	内 27 27	-	内 27 27	内 15 15	-	-	-	内 3 3	-	-	-	内 3 3	内 9 9
地方消費税	内 1 17	内 9 63	-	内 10 80	内 8 10	-	内 1 10	内 1 2	内 1 23	2	6	-	内 2 43	27
その他	-	2	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-
徴収関係	17	内 11 73	-	内 11 90	-	-	内 1 20	内 2 34	内 6 33	-	-	-	内 9 87	内 2 3
計	内 7 128	内244 819	-	内251 947	内 91 97	-	内 6 94	内 9 74	内 86 425	6	52	-	内101 651	内 59 199
15年度	内 1 153	内 54 634	1	内 55 788	3	10	62	94	内 19 414	11	66	-	内 48 657	内 7 128
14年度	内 11 81	内110 650	-	内121 731	内 12 19	-	内 26 93	内 10 59	内 67 353	13	41	-	内108 559	内 1 153
13 "	内 12 103	内 35 616	1	内 47 720	6	-	内 13 103	内 2 54	内 21 404	11	61	-	内 36 633	内 11 81
12 "	内 6 125	内 74 662	内 1 3	内 81 790	1	-	内 14 143	内 20 87	内 24 371	13	71	内 1 1	内 69 686	内 12 103

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。）に基づき異議申立てのなされたものを掲げたものである。

(注) 内書は、国税局長に対してなされた異議申立ての件数である。

- 用語の説明：1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に、取り下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に、取下げられたものとみなされた審査請求をいう。
- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不正を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。